

町田市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 5 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、均等割額」を「均等割額」に、「よって」を「より」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第38条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第12条第1項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第15条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第18条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第21条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び同条第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第25条第1項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に掲げる源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第4項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項及び第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第9項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第37条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第37条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「、「前条第1項」とあるのは「第37条の5第1項」を「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」に改める。

第38条第1項中「よる申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号に規定する機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第78条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第79条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第80条第1項中「第78条第1項」を「第78条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第84条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項の表以外の部分中「の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の」を削り、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中

「

「

1 喫煙用の製造たばこ
ア パイプたばこ
イ 葉巻たばこ
ウ 刻みたばこ
2 かみ用の製造たばこ
3 かぎ用の製造たばこ

を

(1) 喫煙用の製造たばこ
ア 葉巻たばこ
イ パイプたばこ
ウ 刻みたばこ
(2) かみ用の製造たばこ
(3) かぎ用の製造たばこ

に改め、

同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第78条各号」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第80条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を

乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第80条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たば

この品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第81条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第82条第3項中「第78条」を「第78条の2」に改める。

第84条第1項中「よって」を「より」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改める。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第8条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2第14項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第13項を第17項とし、第12項を第1

6項とし、第11項を第15項とし、同条第10項中「第15条第32項第2号ハ」を「第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の4項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第11条の2の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第15条の2第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第17条第13項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 町田市市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第8条の2中第18項を第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

第3条 町田市市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「第48条第1項第1号」を「第48条第1項第

2号」に改める。

第81条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

附則第8条の2第16項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第17項中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改め、同条第18項中「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

附則第17条第13項中「第44項、第45項若しくは第48項」を「第43項、第44項若しくは第47項」に改める。

第4条 町田市市税条例の一部を次のように改正する。

第80条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第81条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 町田市市税条例の一部を次のように改正する。

第79条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第80条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第80条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

（町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成27年10月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「町田市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第78条第1項」を「町田市市税条例第78条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（1）第1条中町田市市税条例第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第79条の次に1条を加える改正規定、同条例第80条から第82条まで及び第84条第1項の改正規定並びに第6条及び附則第4条の規定 平成30年10月1日

（2）第1条中町田市市税条例第12条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、同条例第25条第1項の改正規定、同条例附則第3条の3第1項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

（3）第3条（第6号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

（4）第2条中第80条第3項の改正規定 平成31年10月1日

（5）第1条中町田市市税条例第11条第3項及び第38条第1項の改正規定、同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条中町田市市税条例第80条第3項及び第81条の改正規定並びに附則第5条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中町田市市税条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)、同条例第18条及び第21条の改正規定並びに同条例附則第3条の3第1項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条及び附則第6条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第2条中町田市市税条例附則第8条の2第18項を同条第19項とし、同条第17項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行の日

(11) 第1条中町田市市税条例附則第17条第13項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例第11条第3項及び第38条第10項から第12項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町田市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に掲げる売渡しを除く。附則第5条第2項及び第6条第2項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（町田市市税条例の一部を改正する条例（平成27年10月町田市条例第40号）附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第6項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例（第5項及び第6項において「30年新条例」という。）第78条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合

において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第5条第2項及び第6条第2項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条各号列記 以外の部分	第84条第1項若しくは 第2項	町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年町田市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則
------------------	--------------------	--

		第4条第4項
第9条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第9条第3号	第67条の7第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第4項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第4項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
	当該各項	同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第4項

6 30年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町田市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこにつ

いて第2項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

7 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における第5項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第67条の7第1項の申告書、第84条第1項」とあるのは、「第84条第1項」とする。

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第6条第3項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第6号の規定による改正後の町田市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条各号列記 以外の部分	第84条第1項若しくは 第2項	町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年町田市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第4項
第9条第2号	第84条第1項若しくは 第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第9条第3号	第67条の7第1項の申告書、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第4項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第4項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

	当該各項	同項
第 8 7 条第 2 項	第 8 4 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 4 項

6 3 2 年新条例第 8 5 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町田市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 2 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第 6 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の町田市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条各号列記 以外の部分	第84条第1項若しくは 第2項	町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年町田市条例第 号。 以下この条及び第2章第4節において 「平成30年改正条例」という。）附則 第6条第4項
第9条第2号	第84条第1項若しくは 第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第9条第3号	第67条の7第1項の申 告書、第84条第1項若 しくは第2項の申告書、 第102条第1項の申告 書又は第120条第1項 若しくは第2項の申告書 でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第4項 の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様	地方税法施行規則の一部を改正する省

	式又は第34号の2の様式	令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第84条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第4項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
	当該各項	同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第4項

6 33年新条例第85条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町田市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第2項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 市民税は、第1号の者に対しては<u>均等割額及び所得割額の合算額により</u>、第3号の者に対しては<u>均等割額及び法人税割額の合算額により</u>、第2号及び第4号の者に対しては<u>均等割額により</u>、第5号の者に対しては<u>法人税割額により</u>課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第15条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節（第38条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 市民税は、第1号の者に対しては、<u>均等割額及び所得割額の合算額によって</u>、第3号の者に対しては、<u>均等割額及び法人税割額の合算額によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては、<u>均等割額によって</u>、第5号の者に対しては<u>法人税割額によって</u>課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第15条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算し</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前		
<p>該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 667 748 734"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第21条 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、その者の第19条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる</p>	略	<p>た金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 第11条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="798 667 1394 734"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>(所得控除)</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者については、その者の第19条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる</p>	略
略			
略			

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第25条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に掲げる源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規</p>	<p>金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第25条 第11条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、<u>同項</u>の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第11条第1項第1号に掲げる者は、第22条第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月1</p>	<p>第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、<u>第1項</u>の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第11条第1項第1号の者は、第22条第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>5日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第11条第1項第1号に<u>掲げる者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第11条第1項第2号に<u>掲げる者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 新たに第11条第1項第3号又は第4号に<u>掲げる者</u>に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>10 略 （特別徴収義務者）</p> <p>第37条の3 前条第1項の規定による特別徴</p>	<p>15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第11条第1項第1号の<u>者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第11条第1項第2号の<u>者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 新たに第11条第1項第3号又は第4号の<u>者</u>に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>10 略 （特別徴収義務者）</p> <p>第37条の3 前条第1項の規定による特別徴</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（<u>次条第1項</u>において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p> <p>第37条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第34条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第37条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この</p>	<p>収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（<u>以下この節</u>において「年金保険者」という。）とする。</p> <p>（年金所得に係る仮特別徴収税額等）</p> <p>第37条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第34条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。<u>以下この節</u>において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第37条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第37条の3中「前条第1項」とあるのは「<u>第37条の5第1項</u>」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第38条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（<u>第10項及び第11項において「納税申告書」という。</u>）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p> <p><u>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に掲げる地方税関係手続用電子情報処</u></p>	<p>場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第37条の3中「前条第1項」とあるのは「<u>第37条の5第1項</u>」と、<u>「前条第1項」とあるのは「第37条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第38条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 略</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p><u>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号に規定する機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 市たばこ税</p> <p style="text-align: center;"><u>（製造たばこの区分）</u></p> <p><u>第78条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p><u>（1） 喫煙用の製造たばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ア 紙巻たばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ 葉巻たばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ウ パイプたばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>エ 刻みたばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>オ 加熱式たばこ</u></p> <p><u>（2） かみ用の製造たばこ</u></p> <p><u>（3） かぎ用の製造たばこ</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（市たばこ税の納税義務者等）</p> <p><u>第78条の2 略</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（製造たばことみなす場合）</u></p> <p><u>第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 市たばこ税</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税の納税義務者等）</p> <p><u>第78条 略</u></p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前																				
<p><u>下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第80条 たばこ税の課税標準は、<u>第78条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第84条において「売渡し等」という。）</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（<u>加熱式たばこを除く。</u>）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第80条 たばこ税の課税標準は、<u>第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</u></p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	<u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u>		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 喫煙用の製造たばこ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア <u>パイプたばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	<u>1 喫煙用の製造たばこ</u>		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム
区分	重量																				
<u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u>																					
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																				
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																				
ウ 刻みたばこ	2グラム																				
区分	重量																				
<u>1 喫煙用の製造たばこ</u>																					
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																				
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																				
ウ 刻みたばこ	2グラム																				

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後		改正前	
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認</p>			

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ</u> 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> <u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）</u> <u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p>4 <u>第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第78条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算</u></p>	<p>3 <u>前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p> <p>（たばこ税の税率）</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p> <p>（たばこ税の課税免除）</p> <p>第82条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第78条の2</u>の規定を適用する。</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第84条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係</p>	<p>（たばこ税の税率）</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>（たばこ税の課税免除）</p> <p>第82条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第78条</u>の規定を適用する。</p> <p>（たばこ税の申告納付の手続）</p> <p>第84条 前条の規定によ<u>って</u>たばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までの間における<u>第78条第</u></p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第82条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第82条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <div data-bbox="150 1677 748 1742" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、</p>	<p><u>1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第82条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第82条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <div data-bbox="794 1677 1393 1742" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、 35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、第11条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、 35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額</u>）以下である者に対しては、第11条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>
<p>2・3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>2・3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略 3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>
<p>3 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	<p>4 <u>法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>
<p>4 <u>法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	<p>5 <u>法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>
<p>5 略</p>	<p>6 略</p>
<p>6 略</p>	<p>7 略</p>
<p>7 <u>法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	
<p>8 <u>法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	
<p>9 <u>法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p>	
<p>10 <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	
<p>11 <u>法附則第15条第32項第2号ロに規定</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>12</u> 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>13</u> 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （市街化区域農地に対して課する<u>平成6年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第11条の2 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第17条 略</p>	<p><u>8</u> 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>10</u> 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （市街化区域農地に対して課する<u>昭和47年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第11条の2 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>第17条 略</p>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>2～12 略 （読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>14 略</p>	<p>2～12 略 （読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>14 略</p>

町田市市税条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p><u>18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</u></p> <p><u>19</u> 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p><u>18</u> 略</p>

町田市市税条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ 略</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

町田市市税条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p>第8条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>19 略</p> <p>第17条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>14 略</p>	<p>第8条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>19 略</p> <p>第17条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>14 略</p>

町田市市税条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本に</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）</u>をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法<u>（昭和59年法律第72号）</u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第81条 たばこ税の税率は、1,000本に</p>

町田市市税条例新旧対照表（第4条による改正）

改正後	改正前
つき <u>6, 552</u> 円とする。	つき <u>6, 122</u> 円とする。

町田市市税条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 略</u></p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>

町田市市税条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(3) 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>前項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>9 第3項各号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数</p>

町田市市税条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
<p><u>9</u> 略</p>	<p><u>がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>10</u> 略</p>

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条による改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>町田市市税条例第81条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>町田市市税条例第78条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第81条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第78条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみ</p>

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条による改正）

改正後			改正前		
<p>渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			<p>なして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>		
5～12 略			5～12 略		
<p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p>			<p>13 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p>		
<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	略	略	第5項	略	略
	平成28年5	<u>平成31年1</u>		平成28年5	<u>平成31年4</u>

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条による改正）

改正後			改正前		
	月2日	<u>0月31日</u>		月2日	<u>月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略	略	略	略	略	略